

## 刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和6年7月25日午前10時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

### 記

- 議案第18号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第21号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
- 議案第22号 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について
- 議案第23号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について
- 報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第19号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
- 報告第20号 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人による農地等の利用状況報告書について
- 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第22号 農地改良届出について

出席者 加藤彰夫 ほか11名

午前10時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記2名を指名する。

議事録署名者 2番 井野容次 委員 3番 近藤庄次 委員

議 事

議 長 始めに、議案第23号を上程します。

なお、私、加藤彰夫は農業委員会等に関する法律第31条の規定により退席いたします。退席中の議事進行は杉浦俊広会長代理にお願いいたします。

杉浦俊広  
委員

それでは事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。  
7ページをご覧ください。

議案第23号

農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）について

〔整理番号9〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

賃貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（転貸人）

公益財団法人 愛知県農業振興基金

（利用目的）

田

（期間）

令和6年8月1日から令和12年1月31日まで

以下、〔整理番号10〕までの申し出がありました。  
内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

以上です。

杉浦俊広 議案についてご審議をお願いします。

委 員 上程議案について異議質問等ありませんか。

杉本常男 利用権の設定面積としては小さいと思いますが、どのような利用をするのでしょうか。

事務局 同一筆内にある中電の鉄塔を移設する関係で、一時的に工事ヤードとして利用していた農地を、工事完了に伴い返却されたことで、以前から一帯で耕作をしていた借受人が、利用権を再設定するものです。

杉浦俊広 他に異議質問等ありませんか。

委 員

(「異議なし。」の声あり。)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第23号を原案通り決定します。

委 員

議 長 次に、議案第18号から議案第22号及び報告第17号から報告第22号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 引き続き、お手元の議案書に基づきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

議案第18号

農地法第3条の規定による許可について

〔受付番号6〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

農地管理効率化のためとの事由により、遠方に住んでいる義弟である譲渡人から、申請地の隣接地に農地を所有する譲受人に所有権を移転するものです。申請地取得後の経営面積は7 aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号7]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

所有農地の形状を整形にするためとの事由により、所有権を移転するものです。申請地取得後の経営面積は53 aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

[受付番号8]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

経営規模拡大のためとの事由により、所有権を移転するものです。  
申請地取得後の経営面積は554aとなり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2ページをご覧ください。

議案第19号

農地法第5条の規定による許可申請について

[受付番号8]

(権利の種類)

賃貸借権

(所在及び面積)

●●●●

(貸人)

●●●●

(借人)

●●●●

(転用事由)

駐車場(一時転用)

(期間)

令和6年8月31日から令和6年10月31日まで

申請地は、富士松中学校の北西約350mのところに位置しています。農地区分は、富士松支所を中心とし、申出地までを半径とする円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超えるため、第2種農地と判断致しました。

申請人は、今川町に本社を置き、試作钣金業を主な事業とする法人です。6月議案の農振除外で説明した関連会社が既存駐車場で工場を建築する際に、工事車両用の駐車場が必要となったため、令和6年10月31日まで一時転用したく、本申請に及んだものです。

なお、一時転用期間終了後は、申請地に敷設した砕石を撤去し、農地復元計画書に基づき敷地全体を耕作可能な状態に復旧します。

3ページをご覧ください。

議案第20号

相続税の納税猶予に関する適格者証明について

〔受付番号3〕

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和5年9月11日

(事由)

納税猶予適用のため

4ページをご覧ください。

[受付番号4]

(所在及び面積)

●●●●

(相続人)

●●●●

(被相続人)

●●●●

(納税猶予区分)

相続税

(納税猶予発生日)

令和5年10月27日

(事由)

納税猶予適用のため

5ページをご覧ください。

議案第21号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号3]

(所在及び面積)

●●●●

(主たる従事者)

●●●●

(申請人)

●●●●

(根拠法令)

生産緑地法第10条

(原因)

故障(令和6年6月17日)

6 ページをご覧ください。

議案第 22 号

農用地利用集積計画（利用権設定関係）について

〔整理番号 23〕

（所在及び面積）

●●●●

（権利の種類）

使用貸借権

（貸付人）

●●●●

（借受人）

●●●●

（利用目的）

畑

（期間）

令和 6 年 8 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日まで

8 ページをご覧ください。

報告第 17 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 11〕

（所在及び面積）

●●●●

（届出人）

●●●●

（転用事由）

共同住宅建築



9 ページをご覧ください。

報告第 18 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

〔受付番号 29〕

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

●●●●

(譲渡人)

●●●●

(譲受人)

●●●●

(転用事由)

分譲住宅敷地

以下、14 ページ〔受付番号 47〕までの届出がありましたので、  
ご報告申し上げます。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

15 ページをご覧ください。

報告第 19 号

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書につ  
いて

〔整理番号 1〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

田 487.4ha

畑 8.6ha

(当該事業年度売上高)

302,702,000 円

(事業の種類)

生産する農畜産物 米、麦、大豆、野菜、飼料作物

関連事業等の内容 農作業受託 農産物販売

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地法第2条第3項各号の要件を満たしております。

16ページをご覧ください。

報告第20号

農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の法人  
による農地等の利用状況報告書について

[整理番号1]

(法人の概要)

●●●●

(報告に係る土地の所在及び面積)

●●●●

(生産する農畜産物)

ミニトマト

(生産収量)

6,665kg

(反収)

1,820kg

(業務執行役員等の状況)

●●●●

17 ページをご覧ください。

報告第 21 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

〔整理番号 6〕

(所在及び面積)

●●●●

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(解約通知日)

令和 6 年 7 月 1 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者故障のため

18 ページをご覧ください。

報告第 22 号

農地改良届出について

〔受付番号 3〕

(所在及び面積)

●●●●

(届出人)

●●●●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和6年6月24日から令和6年8月23日まで

以上で説明を終わります。

議 長 上程議案、並びに報告について、ご審議をお願いします。  
上程議案、並びに報告について、質問等ありませんか。

杉本常男 議案第22号の利用権の設定について、東境町の農地を安城市の人が借りると思いますが、栽培する露地野菜の種類は何ですか。  
委 員

事 務 局 栽培する野菜の種類はわかりませんが、以前より同じ人が借りていて継続的に露地野菜を栽培しています。今回は3年の契約ですが、前回の更新時も3年であったと思います。

杉本常男 報告第18号受付番号29の区画整理地区内の届出についてですが、備考欄に記載のある所在等については、従前地ですか。  
委 員

事 務 局 その通りです。

杉浦克己 報告第20号の三和油化工業について、野菜の栽培を始めてどのくらい経ちますか。  
委 員

近藤庄次 始めは、すいかを栽培していました。地元の集まりに三和油化工業も出席していました。  
委 員

事 務 局 令和5年3月から利用権が開始されています。近藤委員の言われたとおり、始めはすいかを栽培していて、昨年からハウスを建設し、その中でミニトマトの栽培を始めました。ただ、当初の計画からミニトマトの栽培について予定しており、計画を変更したわけではありません。

杉本常男 作業員は障害者雇用ですか。  
委 員

事 務 局 農福連携という形で取り組まれています。

近藤庄次 その場合、刈谷市から出資はありますか。  
委 員

事 務 局 出資はしていません。

議 長 質問等なければ、上程議案、並びに報告につきまして採決をいたします。

議案第18号から議案第22号及び報告第17号から報告第22号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議 長 異議なしと認め、議案第18号から議案第22号及び報告第17号から報告第22号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午前10時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会 長 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_

本会議に参加した者

事務局長 近 藤 浩

係 長 山 中 裕 三

主任主査 鈴 木 雅 博

主 事 須 田 裕 介